

○総務省令第十二号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第二百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十五日

総務大臣 武田 良太

災害対策基本法第二百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

災害対策基本法第二百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	<p>3 令和二年七月豪雨による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「八 なりわい再建支援事業（国の補助率が三分の二の場合に限る。）／九 前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とする。</p>
改正前	<p>〔新設〕 附則</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。